

■平成 26 年度 議会のあり方検討特別委員会活動報告

<特別委員会設置以降の活動概要>

開催回	開催年月日	活 動 内 容 等	備 考
	平成 25 年 5 月 9 日 (5 月臨時会中)	◎「議会活性化特別委員会」設置	
第 1 回	平成 25 年 6 月 19 日	* 活動スケジュールの協議 * 委員間での意見交換 * 委員会視察についての協議	
第 2 回	平成 25 年 7 月 26 日	* 活動方針及びスケジュールの協議 * 委員会視察についての協議	
	平成 25 年 8 月 20 日 ～22 日	◎委員会による先進地視察	京都府 亀岡市 兵庫県 加西市
	平成 25 年 9 月 3 日 (9 月定例会中)	◎特別委員会の名称変更 「議会のあり方検討特別委員会」	
第 3 回	平成 25 年 9 月 19 日	* 活動方針及びスケジュールの協議・決定 * 延岡市議会基本条例の検証方法の協議・決定 * 定数及び報酬の検討方法の協議・決定	
第 4 回	平成 25 年 10 月 4 日	* 定数及び報酬に関する協議 (関係法令や過去の検討経過、全国類似都市状況等) ☆区長連絡協議会との意見交換会	意見交換会①
第 5 回	平成 25 年 11 月 11 日	* 条例の検証作業 (第 1 条～4 条)	
第 6 回	平成 25 年 11 月 26 日	* 条例の検証作業 (第 5 条～9 条)	
第 7 回	平成 25 年 12 月 18 日	* 条例の検証作業 (第 10 条～16 条)	
第 8 回	平成 26 年 1 月 21 日	* 条例の検証作業 (第 17 条～27 条)	
第 9 回	平成 26 年 2 月 7 日	* 条例の検証作業 (全条再確認・陳情の取扱い)	
第 10 回	平成 26 年 2 月 21 日	* 条例の検証作業 (陳情の取扱い)	
第 11 回	平成 26 年 3 月 7 日	* 条例の検証作業 (陳情の取扱い) * 条例の検証結果素案のとりまとめ	
第 12 回	平成 26 年 3 月 17 日	* 委員会活動中間報告書 * 今後の活動スケジュール	
	平成 26 年 3 月 19 日 (3 月定例会最終日)	◎委員会活動中間報告	
第 13 回	平成 26 年 4 月 21 日	* 会議規則第 140 条 (陳情書の処理) の取扱い要領 改正の協議 * 本市の財政状況についての調査 * 意見交換会の実施方法等の協議・決定	
第 14 回	平成 26 年 5 月 15 日	* 会議規則第 140 条 (陳情書の処理) の取扱い要領 改正の協議・決定 * 意見交換会における議会からの説明内容の協議	
第 15 回	平成 26 年 5 月 19 日	* 本市の雇用情勢についての調査 * 意見交換会における議会からの説明内容の協議	

第 16 回	平成 26 年 5 月 29 日	☆区長連絡協議会との意見交換会	意見交換会②
第 17 回	平成 26 年 5 月 30 日	☆北川町地域協議会との意見交換会	意見交換会③
第 18 回	平成 26 年 6 月 18 日	☆これまでの意見交換会の反省点等の協議	
第 19 回	平成 26 年 6 月 25 日	☆北方町地域協議会との意見交換会	意見交換会④
第 20 回	平成 26 年 7 月 7 日	☆労働関係団体との意見交換会 ☆北浦町地域協議会との意見交換会	意見交換会 ⑤、⑥
第 21 回	平成 26 年 7 月 14 日	☆のべおか男女共同参画会議 21 との意見交換会	意見交換会⑦
第 22 回	平成 26 年 8 月 4 日	☆延岡商工会議所、延岡青年会議所との意見交換会	意見交換会⑧
第 23 回	平成 26 年 8 月 6 日	☆農林水産業関係団体との意見交換会	意見交換会⑨
第 24 回	平成 26 年 9 月 18 日	* 定数・報酬等に関する協議 (現時点での各会派の意見等) * 委員会活動中間報告の協議・決定	
	平成 26 年 9 月 22 日 (9 月定例会最終日)	◎委員会活動中間報告	
第 25 回	平成 26 年 10 月 20 日	* 定数・報酬等に関する協議 (本会議等出席時の費用弁償) * 区長連絡協議会との再度の意見交換会実施の協議	
第 26 回	平成 26 年 11 月 7 日	* 定数・報酬等に関する協議 (現時点での各会派の意見等)	
第 27 回	平成 26 年 11 月 12 日	☆区長連絡協議会との意見交換会	意見交換会⑩
第 28 回	平成 26 年 12 月 2 日	* 定数・報酬等に関する協議・決定 (定数・報酬に関する最終結論) (本会議等出席時の費用弁償)	
第 29 回	平成 26 年 12 月 17 日	* 委員会活動中間報告の協議・決定 * 定数・報酬等に関する協議 (本会議等出席時の費用弁償) * 議会選出監査委員の先例による任期の協議	
	平成 26 年 12 月 19 日 (12 月定例会最終日)	◎委員会活動中間報告	
第 30 回	平成 26 年 12 月 26 日	* 委員会活動中間報告以後の経過について	
第 31 回	平成 27 年 1 月 21 日	* 定数・報酬等に関する協議 (本会議等出席時の費用弁償) * 議会選出監査委員の先例による任期の協議	
第 32 回	平成 27 年 2 月 18 日	* 定数・報酬等に関する協議・決定 (本会議等出席時の費用弁償) * 議会選出監査委員の先例による任期の協議・決定	
第 33 回	平成 27 年 3 月 3 日	* 定数・報酬等に関する協議・決定 (本会議等出席時の費用弁償)	
第 34 回	平成 27 年 3 月 19 日	* 定数・報酬等に関する協議・決定 (本会議等出席時の費用弁償)	
第 35 回	平成 27 年 3 月 24 日	* 委員会活動報告書の協議・決定	
	平成 27 年 3 月 26 日 (3 月定例会最終日)	◎委員会活動最終報告 ◎「延岡市職員等の旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」の提案	

<議員定数・議員報酬等の検討について>

1. 本市の現状等（各表の太枠部分が本市が該当する人口区分）

全国市議会議長会による調査結果（平成 25 年 12 月 31 日現在）

(1) 議員定数（本市 29 人）

○全国 812 市のうち議員定数において合併特例法を適用していない 809 市の状況

人口段階	市数（市）	1 市あたり平均（人）
5 万人未満	257	18.3
5～10 万人未満	270	22.1
10～20 万人未満	156	26.9
20～30 万人未満	46	32.5
30～40 万人未満	25	37.6
40～50 万人未満	23	40.7
50 万人以上	13	47.1
指定都市	19	61.2
合計	809	24.7
本市		29.0

(2) 議員報酬（本市 議長：51.6 万円、副議長：47.1 千円、議員 43.5 千円）

○全国 812 市の状況

人口段階	市数（市）	議員報酬月額（万円）		
		議長	副議長	議員
5 万人未満	257	40.50	34.96	32.47
5～10 万人未満	270	46.64	41.07	38.28
10～20 万人未満	156	55.39	49.47	45.84
20～30 万人未満	46	67.46	60.26	54.36
30～40 万人未満	26	69.67	63.00	57.57
40～50 万人未満	23	74.91	67.72	61.84
50 万人以上	34	87.35	78.18	69.61
合計	812	50.80	44.85	41.40
本市		51.60	47.10	43.50

本市議会による類似団体への調査

調査年月 平成 26 年 2 月
 調査対象 全国の人口 100,000 人以上 160,000 人未満の類似団体 114 市
 （うち 98 市から回答あり 回答率 86%）

(1) 議員定数

①定数別団体数

定数（人）	18	19	20	21	22	23	24	25	26
団体数	1	1	3	3	14	4	16	4	12

27	28	29	30	31	32	33	34	合計
3	11	0	13	0	6	0	7	98

②面積別議員定数の分布

市域面積	市数（市）	1市あたり平均（人）
100 km ² 未満	44	24.2
101～200 km ² 未満	15	26.3
201～300 km ² 未満	10	27.4
301～400 km ² 未満	6	25.3
401～500 km ² 未満	5	29.2
501～600 km ² 未満	4	29.8
601～700 km ² 未満	6	28.2
701～800 km ² 未満	2	27.5
801～900 km ² 未満	1	32.0
901～1000 km ² 未満	2	34.0
1,000 km ² 以上	3	30.7
合 計	98	26.2

(2) 議員報酬

項 目	議員報酬月額（万円）		
	議長	副議長	議員
最低額	36.70	33.20	31.20
最高額	76.00	67.00	62.00
平均額	53.18	47.41	44.14
本 市	51.60	47.10	43.50

《参考》

議員報酬（月額）の分布

金 額 （円）	30万円 ～ 35万円 未満	35万円 ～ 40万円 未満	40万円 ～ 45万円 未満	45万円 ～ 50万円 未満	50万円 ～ 55万円 未満	55万円 ～ 60万円 未満	60万円 ～ 65万円 未満	合計
団体数	5	15	34	30	8	4	2	98

2. 市内各種団体との意見交換会の実施状況

- 実施期間：（平成 25 年度）平成 25 年 10 月 4 日
（平成 26 年度）平成 26 年 5 月 29 日～11 月 12 日
- 実施回数：10 回
- 参 加 者：17 団体（実数）、98 人（延べ人数）

回数	日 時	相 手 方	団体数	参加人数
1	H25. 10. 4	延岡市区長連絡協議会	1	8
2	H26. 5. 29	延岡市区長連絡協議会（2回目）	—	9
3	H26. 5. 30	北川町地域協議会	1	13
4	H26. 6. 25	北方町地域協議会	1	14
5	H26. 7. 7	労働関係団体（順不同） （連合宮崎県北地域協議会）、（宮崎県北地区同盟） （宮崎県北地区平和・人権・環境労働組合会議） （宮崎県北地区労働組合総連合）	4	9

6	H26. 7. 7	北浦町地域協議会	1	13
7	H26. 7. 14	のべおか男女共同参画会議 21	1	6
8	H26. 8. 4	延岡商工会議所、延岡青年会議所（順不同）	2	8
9	H26. 8. 6	農林水産業関係団体（順不同） （延岡農業協同組合）、（延岡地区森林組合）、 （延岡市漁業協同組合）、（延岡漁業協同組合）、 （島浦町漁業協同組合）、（北浦漁業協同組合）	6	10
10	H26. 11. 12	延岡市区長連絡協議会（3回目）	—	8

3. 委員会での検討結果

(1) 議員定数

委員会における検討結果：現行の議員定数 29 人は維持すべきものである。

【主な理由】

- 平成 19 年 3 月の北川町との合併時に、旧北川町議会議員も含めて 72 人の議員がいたが、合併直後の平成 19 年 5 月の改選時に 33 人に、さらに、その 1 期後の平成 23 年 5 月の改選時には 29 人と 2 期連続の削減を行い現在に至っている。また、合併により行政面積が 868 km²と県内で 1 番、九州でも 2 番目に広い自治体となったこともあり、これ以上の定数削減を行えば、市民の幅広い意見が反映されにくくなる。
- 議員定数を削減すれば、人口の少ない旧 3 町や周辺部出身の議員が減る可能性が高くなるが、特に旧 3 町においては、今後、総合支所機能の見直しが予定されている中で、地域の代表が減るかもしれない議員定数の削減には反対の声が強い。
- 平成 25 年 4 月に「議会基本条例」を施行し、議会活性化をめざし議会活動報告会など様々な活動を行っているが、その成果の検証も十分になされていない。
- 今回、委員会として市内 17 団体と意見交換を行ったが、「削減」との意見は 2 団体のみで、残りの団体は「現状維持」とのことで、出席者の中には、「むしろ増やすべきではないか」との意見もあった。

(2) 議員報酬

委員会における検討結果：現行の報酬額は維持されるべきものである。

【主な理由】

- 削減を要望する人の中には、「市内労働者の平均給与と比較して、月額 435,000 円の議員報酬は高いのではないか。」との意見もあるが、一般の方の給与は生活給であり、そのほとんどを生活費として使用することができるが、議員は、報酬の中から議員活動に必要な経費を負担しなければならない。このように、その金額については、単純に比較できないものがある。
- 本市議会では、「政務活動費」が支給されていないため、「議員報酬」を削減した場合、議員活動等に影響が出ると考える。「政務活動費」については、法的に認められた制度であり、本市議会においても必要性は認めるが、昨今の全国的な問題等により、その導入には、慎重な検討が必要である。よって、現時点では、「政務活動費」を導入せず、「議員報酬」は維持されるべきであると考えます。

○今回、委員会として市内 17 団体と意見交換を行ったが、「削減」との意見は 2 団体のみで、残りの団体は「現状維持」との意見であった。

なお、委員会としては、議員の報酬等に関する事項は、市長が「特別職職員報酬等審議会」に諮問し、審議されることとなっているので、今回の案件も同審議会で審議されるべきものであるものとする。

(3) 本会議等出席時の費用弁償

委員会における協議結果：現行の「出席 1 日あたり一律 3,000 円の支給」を見直し、議員の居住地から市議会議事堂までの距離に応じ、下記の 3 段階の支給区分とすべきである。

区 分	金 額
10 キロメートル未満	日額 2,000 円
10 キロメートル以上 20 キロメートル未満	日額 2,500 円
20 キロメートル以上	日額 3,000 円

【主な理由】

○費用弁償には交通費的な考え方も含まれるため、全議員一律の支給金額は見直すべきである。

<議長からの諮問により協議・検討を行った事項について>

1. 会議規則第 140 条（陳情書の処理）の取扱い要領について

議会基本条例との整合性や、今後の議会運営との関連性の面から「会議規則第 140 条（陳情書の処理）の取扱い要領」について所要の改正を行うべきとの結論に達し、その改正（案）が議会運営委員会に諮られ要領改正に至った。

このことにより「市民からの重要な政策提案」の 1 つである陳情書の取扱いに関する透明性が増し、議会としてこれらの貴重な意見により真摯に向き合えるようになった。

2. 議会選出の監査委員の先例による任期について

議会選出の監査委員の任期については、地方自治法の規定により「議員の任期」とされているが、本市議会では先例により「議会選出の監査委員は、選任後 1 年を経過したときには、市長への辞職願を議長に預けるのが例である。なお、再任は妨げない。」と規定され、原則としてその任期は 1 年となっている。

これに対し、監査委員の業務の専門性などを考慮すると、原則 1 年の任期では短いのではないかとの意見が出され、先例の見直しについて協議を行ったが、先例中に「なお、再任は妨げない。」との規定があり、引き続き 2 年以上監査委員の職を務めることも可能であることから、今回は先例の見直しは行わず、今後、監査委員の人選を協議する際には、各議員がこの再任に関する規定を再認識して臨むとの結論に達した。

<まとめ>

本特別委員会は、平成 25 年 5 月臨時会において「議会活性化特別委員会」として設立され、その後、同年 9 月定例会に名称を現在の「議会のあり方検討特別委員会」と変更し、当初の目的である「議会基本条例の実効性を高めるための同条例の検証やそれに基づいた今後の議会活動の積極的な推進」に加え、それらの活動をより効果的なものとするため、議員定数や議員報酬も含めた、総合的な今後の議会のあり方についての協議も行ってきたところである。

この間、昨年度は『議員定数』や『議員報酬』の検討を行う際には、議会基本条例を踏まえた、今後の議会活動・議員活動のあり方も見定めながら検討していくことが必要である。」との考えから「議会基本条例の検証作業」を先行して行い、その結果については昨年 3 月議会で報告したとおりである。

さらに、本年度は「議員定数」や「議員報酬」等に関して、前年度の議会基本条例の検証結果を踏まえながら、全国の類似団体への調査や市内各種団体との意見交換を行うなど慎重に検討を重ね結論に至ったところである。

本市議会では、政務活動費は支給していないが、全国的には政務活動費の不適切な使用等の問題により、地方議会に対して市民の厳しい視線が向けられているところである。

また、本委員会においても、一連の「議員定数」や「議員報酬」等に関する検討を行っていく中で、「市民から『議員定数』や『議員報酬』の見直しを求める意見が出るのは、その背景として、議会の活動が市民に見えにくいなどの課題が考えられるので、今後も議会基本条例の趣旨に沿いながら、より開かれた議会づくりを目指し、様々な取り組みの充実を図っていく。」ことで委員間の意見が一致したところである。

本委員会としては、このような地方議会を取り巻く情勢や市民からの声に真摯に向き合いながら、今後も議会活動報告会などを通じて、議会基本条例の趣旨や実際の議会活動の内容を広く市民に理解してもらいながら、議会基本条例の目的の 1 つである「市民参加」と「市民との協働」を進めることが重要であるとの結論に達したところである。